

一般社団法人日本脳神経外科学会
専門医認定委員会委員選任規程

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 16 年 8 月 21 日改正
平成 22 年 1 月 24 日改正
平成 24 年 8 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という）の専門医認定委員会委員選出に関し必要な事項を定める。

(委員定数)

第 2 条 委員の定数は 35 名以内とする。

(委員長および副委員長の選任)

第 3 条 委員長は理事会構成員(理事)の中から、理事会において選出する。

2 副委員長は委員の中から若干名を委員長が指名する。

(委員の構成および任期)

第 4 条 委員はコア委員および研修プログラム責任者委員により構成する。任期は 2 年とする。

2 コア委員および研修プログラム責任者委員、それぞれの委員数は理事会において決定するが、コア委員 20～25 名、研修プログラム責任者委員 10～15 名をおおよその目安とする。

(委員の選出方法)

第 5 条 コア委員は前条第 2 項と同様、理事会において決定する。

2 研修プログラム責任者委員は、コア委員以外の研修プログラム責任者の中から委員長の指名により決定する。

3 コア委員については再任を妨げないが、研修プログラム責任者委員についてはコア委員として再任される場合を除き再任は認めない。

(委員の欠員補充)

第 6 条 委員に欠員が生じたときには、委員長が指名し、補充する。

(規程の変更)

第 7 条 この規程は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。